

## 補遺

### <修正案について>

P.3 の総括<審議を経て>の『4. 県議会と県民の「信頼」について』の項で、一部の県議の皆さまから「修正案」を提案していただけたことについて一言だけ触れました。

今回の審議では、県議会と県民の「信頼」について、これに係る発言を、議員が議会に向けて明確に求め、呼び掛けた場面がありました。議員7名から「修正動議」が出され、その際に読み上げられた修正案の「趣旨弁明」の抜粋を、下記に補足します。

#### 修正案趣旨弁明抜粋 (小山芳元議員・社会民主県民連合・上越市)

(略) 県民は、未曾有の福島第一原発事故で原発の恐ろしさと、暮らしが一変する状況を目の当たりにして、ひとりひとりが原発を自分たちの問題として向き合い、人権と生存権を守る為に意思表示をする民主的な機会として「県民投票条例」の制定を求めているのであります。この6万8000人を超える県民の思いを新潟県議会として正面から受け止めようではありませんか!! 県民の命、暮らしの安全安心を守らなければならない議会として、この県民の思いにどう向き合うのか、今、議会の姿勢が問われております。そのことは議員ひとりひとりの資質も同時に問われていることでもあり、県民は議員の姿勢、行動を注視しております。議員とは何か? 議員の任務とは何か? かくあるべき本来の議員の姿勢を毅然と示す為にも、会派に拘束されるのではなく、議員ひとりひとりが信念に基いてご賛同賜りますようお願いし、修正案に対する趣旨弁明を終わります。

#### 修正された主な点

- 90日期限は設けないことにする  
「知事が柏崎刈羽原発の稼働の是非を判断する前に知事が定めるものとする。」
- 投票資格者  
憲法改正国民投票法などでも法的に許容されているものではあるが、混乱を避け投票実施がスムーズに行われるために、公職選挙法と整合性を図り「20歳以上の日本人」に修正
- 情報の提供  
「知事が柏崎刈羽原発の稼働の是非について、県民が賛否を判断するのに必要な情報の公開に努めるものとする」
- 投票結果の尊重に「安全性が充分でないと知事が判断する場合には、この規定は適用しない」という一項目を追加する
- 県民投票条例は地方自治法の趣旨に反する懸念が指摘されたことから市町村の理解と協力を得るための手続きとして、事務の委託ではなく、市町村に係るものについては地方自治法の第252条の17の2の規定に基づき行うものとする、条例による事務処理の特例を新設

- \* 上記のように、修正には、知事の「意見書」の中のいくつかの内容が反映されました。「修正案」は議員しか提出できないものです。条例案の「原案」が否決されてから提出するのではなく、予め、条例案の「原案」の一部を修正して提出され、「原案」に先んじて採決されます。今回は、知事の「意見書」が公表されたのが1月16日(水)、臨時会の審議が始まったのが1月21日(月)でした。土曜日と日曜日を除けば、二日間という短い時間で、ひとつの「条例案」に対する「修正案」を整えることは、至難の極みであったことが想像されます。原発新潟県民投票が実施されるようにと、ご尽力くださいましたことについて、厚く御礼を申し上げます。
- \* 今回の審議では、P.19 の臨時会審議報告[4] 条例案採決に関する報告<採決結果>にも報告致しましたように「原案」「修正案」とも否決されました。

#### 「修正案」を提出した議員 (7名)

- ・小山芳元 (社会民主県民連合・上越市)
- ・長部 登 (社会民主県民連合・長岡三島郡)
- ・竹島良子 (日本共産党・長岡三島郡)
- ・松川キヌヨ(無所属・長岡三島郡)
- ・佐藤浩雄(無所属・新発田市北蒲原郡)
- ・若月 仁 (無所属・南魚沼市南魚沼郡)
- ・米山 昇 (無所属・新潟市西蒲区)

P.19 <採決結果>で小山県議の党名の表記に誤りがありました。心よりお詫び申し上げます。

#### <議会報について>

一月臨時会の審議については、二月定例会と併せたかたちでの「議会報」が整えられる予定とのことです。六月定例会の直前(6月中旬頃)に議員会館の1階の受付付近にて一般に配布されるものと思います。議会を傍聴される際にお手にとって、ぜひ、本「報告書」とあわせて「議会報」もご覧ください。

『報告書』補遺：「みんなで決める会」